**社会福祉法人わかみや福祉会**

**役員及び**[**評議員**](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%C9%BE%B5%C4%B0%F7)**の報酬並びに出張旅費に関する規程**

**(目的及び意義)**  
**第１条**　この規程は、[社会福祉法人](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%BC%D2%B2%F1%CA%A1%BB%E3%CB%A1%BF%CD)わかみや福祉会(以下「この法人」という。)の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び[評議員](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%C9%BE%B5%C4%B0%F7)（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

**(報酬の支給)**  
**第２条**　この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

**２**　[評議員](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%C9%BE%B5%C4%B0%F7)には、定款第八条で定め、無報酬とする。

**(報酬等の額の決定)**  
**第３条**　この法人役員の報酬は（別表１）の定めるとおりとする。

**２**　役員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準（別表２）に準じて出張費として支給することができる。また、主催者により指定されている場合は別表２の限りではない。

**(報酬等の支給日)**  
**第４条**　役員等の報酬及び出張旅費は、必要の都度、支払うものとする。

**(報酬等の支給方法)**  
**第５条**　報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

**２**　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

**(公表)**  
**第６条**　この法人は、この規程をもって、[社会福祉](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%BC%D2%B2%F1%CA%A1%BB%E3)法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(改廃)**  
**第７条**　この規程の改廃は、[評議員](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%C9%BE%B5%C4%B0%F7)会の承認を受けて行う。

**(補足)**  
**第８条**　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

**別記１**

別表１（日額）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　称 | 源泉所得税額を控除した  報酬金額 | 交通費 |
| 理事長業務 | 15,000円 | 実費 |
| 業務執行理事業務 | 13,000円 | 実費 |
| 理事業務 | 10,000円 | 実費 |
| 監 事 業 務 | 10,000円 | 実費 |
| 監事監査指導 | 30,000円 | 実費 |
| 評議員 | 0円 | 実費 |

別表２（日額）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職　名 | 交通費 | 宿泊費 | その他 |
| 理事長 | 実費 | 20,000円 | 実費 |
| 業務執行理事 | 実費 | 18,000円 | 実費 |
| 理事 | 実費 | 15,000円 | 実費 |
| 監事 | 実費 | 15,000円 | 実費 |

**附則**  
この規程は平成29年4月1日(定時[評議員](http://d.hatena.ne.jp/keyword/%C9%BE%B5%C4%B0%F7)会の議決日)から施行する。

**改正**

平成30年　4月　1日より一部改正